

計画作成年度	令和 7 年 度
計 画 主 体	北海道 和寒町

和寒町鳥獣被害防止計画（第 6 次）

<連絡先>

担 当 部 署 名 和寒町産業振興課畜産林政係
所 在 地 北海道上川郡和寒町字西町 120 番地
電 話 番 号 0165-32-2423（直通）
F A X 番 号 0165-32-4238
メールアドレス nou-chikurin@town.wassamu.hokkaido.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ・ヒグマ・アライグマ
計画期間	令和7年度4月1日～令和10年3月31日
対象地域	和寒町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
エゾシカ	水稻	167.0a 1,920 千円
	小麦	227.0a 408 千円
	大豆	552.0a 1,821 千円
	デントコーン	20.0a 96 千円
	ビート	50.0a 290 千円
	かぼちゃ	855.0a 10,602 千円
	その他	225.0a 270 千円
	計	2,096.0a 15,408 千円
ヒグマ	その他	20.0a 84 千円
アライグマ	スイートコーン かぼちゃ 自家野菜・その他	48.4a 330 千円

(2) 被害の傾向

【エゾシカ】

和寒町全域において、5月頃からカボチャやビートなどの露地野菜の食害・踏害から始まり、水稻は生育期間全般にわたり食害・踏害があり、年間を通して農作物被害がある。また、本町東部（東部・東丘地区）、西部（西和・福原地区）の山間地では牧草地の被害が拡大傾向にあり、農業者にとっては深刻な問題となっている。

【ヒグマ】

山間部に生息しているが、生息数は不明である。近年5月から9月にかけて目撃情報があり、頻繁な出没は農業や住民生活の様々な面で人身事故等の重大な事故につながる恐れがある。また近年人家近くでの目撃情報もあり、生活圏への出没による事故等が心配される。

【アライグマ】

平成 22 年 9 月に本町東部でアライグマが発見されて以降、毎年捕獲してきており、直近の 3 ヶ年については、令和 4 年度に 89 頭、令和 5 年度に 172 頭、令和 6 年度に 60 頭を捕獲しているが、依然として農作物被害も発生しており、個体数も大幅に増加傾向にあると思われる。

今後本町においては被害が拡大するおそれがあるため、被害拡大を防ぐ対策として防除従事者講習会の開催など、農業者等に対する特定外来生物への知識と捕獲技術の取得等を行う必要がある。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 9 年度）
エゾシカ	2,096.0a 15,408 千円	1,600a 12,000 千円
ヒグマ	20.0a 84 千円	ゼロ
アライグマ	48.4a 330 千円	ゼロ

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【エゾシカ】 ・地元猟友会の協力のもと、銃器、くくりわなによる捕獲を実施。 ・平成 20 年度から捕獲に要する経費を助成。 (1 頭に付き 30 千円) ・町所有のくくりわな 33 基 【ヒグマ】 ・目撃情報があった場合、注意看板を設置するとともに、地元猟友会に対し目撃箇所を中心にパトロールを依頼。 ・町所有の箱わな 4 基 【アライグマ】 ・「和寒町におけるアライグマ等防除実施計画」を更新し、防除従事者により箱わなを設置。 ・町所有の箱わな 51 基 ・捕獲技術研修会 令和 6 年度現在 防除従事者台帳 272 名登録 わな免許取得 猟友会 5 名 町職員 3 名	【エゾシカ】 ・ハンターの高齢化等により個体数調整の従事者が減少傾向にあり、担い手の育成が急務である。 ・銃器による捕獲については、時間帯や現地の状況等、多くの制限がある為、くくりわなによる捕獲技術の向上と推進を図る。 【ヒグマ】 ・ハンターの高齢化等により個体数調整の従事者が減少傾向にあり、担い手の育成が急務である。 ・箱わなによる捕獲技術の向上。 【アライグマ】 ・箱わなを整備したが、生息場所の特定が難しく効果的な捕獲が困難である。 ・捕獲頭数が増加傾向にあり、箱わなを整備と防除従事者及びわな免許取得者の増加が必要。
防護柵設置等に関する取組	・エゾシカの食害被害が多い地域では、電気柵を設置している。 ・平成 13 年度から 16 年度まで町単独補助事業として 2 分の 1 以内を補助し、平成 17 年度からは中山間事業により実施しており、令和 2 年度までは新規で 9 件 5,920m を設置し、更新 13 件を含めた事業費 2,493 千円に対し 1,617 千円を補助している。	・牧草地については面積が広く、電気柵の設置については経済的な観点からも困難な状況である。

生息環境管理 その他 の取組	・ヒグマ出没情報を「ひぐまっぷ」の活用によりインターネット上で確認出来るようになった。 ・ヒグマの出没が多い地域には、センサーカメラを設置し対応を行っている。	・ヒグマ出没時の緊急対応
----------------------	--	--------------

(5) 今後の取組方針

【エゾシカ】

平成 20 年度から実施している有害鳥獣捕獲奨励補助制度（1 頭に付き、30 千円を補助）と新規活動者支援補助制度（第 1 種狩猟免許取得者に、60 千円を限度として補助）を継続し、地元猟友会の協力を得て捕獲頭数の拡大と農作物被害の軽減を図るとともにハンターの担い手を育成する。

農業者自らが農地を守り、農作物被害の軽減を図るため、地域農業者と猟友会が連携したくくりわなによる捕獲体制の確立に努める。

平成 24 年度に成立した「和寒・剣淵広域鳥獣被害防止協議会」と連携し、広域によるエゾシカ捕獲体制を確立する。

【ヒグマ】

引き続き地元猟友会の協力を得て、農業被害の拡大防止と人身事故発生防止の為、追い払いと注意啓発を中心とした対策を行い、箱わなによる捕獲技術の向上に努める。

【アライグマ】

「和寒町特定外来生物の防除実施計画」に基づき、箱わなによる捕獲を実施していくため、保有する箱わなの数を増加し捕獲頭数の増頭に努める。

町・農協・猟友会等関係機関と捕獲体制の連携を図り、研修会の実施により防除従事者の更なる拡大と、農業者をはじめとした、わな免許取得者の増加を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【エゾシカ】

年間を通して個体数調整期間と位置付け、農作物の被害を軽減することを目的に和寒町が申請者となり、北海道に鳥獣捕獲許可申請を行い、地元猟友会の協力を得て銃器・くくりわなによる捕獲を継続して実施する。

【ヒグマ】

地元猟友会の協力を得て目撃情報のあった場所を中心にパトロールを行い、人畜及び農作物被害の未然防止を図るとともに、人に危害が及ぶ危険性がある場合は銃器・箱わなによる捕獲を実施する。

【アライグマ】

農家及び関係機関との連携により効率的な捕獲体制を検討し、特定外来生物の防除実施計画に基づく防除従事者の増員に努め、捕獲頭数の増加と農作物被害を最小限に食い止める箱わなによる捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ ヒグマ	狩猟免許、取得促進の為の助成 ・補助金額：1人当たり60千円以内 捕獲奨励補助制度の継続 ・補助金額：エゾシカ1頭30千円 ヒグマ 1頭50千円 地元猟友会による有害鳥獣の生息状況調査の実施 くくりわな、箱わなの設置
	アライグマ	狩猟免許の取得促進 研修会実施による防除従事者の拡大
令和8年度	エゾシカ ヒグマ	狩猟免許、取得促進の為の助成 ・補助金額：1人当たり60千円以内 捕獲奨励補助制度の継続 ・補助金額：エゾシカ1頭30千円 ヒグマ 1頭50千円 地元猟友会による有害鳥獣の生息状況調査の実施 くくりわな、箱わなの設置
	アライグマ	狩猟免許の取得促進 研修会実施による防除従事者の拡大
令和9年度	エゾシカ ヒグマ	狩猟免許、取得促進の為の助成 ・補助金額：1人当たり60千円以内 捕獲奨励補助制度の継続 ・補助金額：エゾシカ1頭30千円 ヒグマ 1頭50千円 地元猟友会による有害鳥獣の生息状況調査の実施 くくりわな、箱わなの設置
	アライグマ	狩猟免許の取得促進 研修会実施による防除従事者の拡大

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
【エゾシカ】 農作物被害の拡大を防ぐため、令和3年度から令和5年度の捕獲実績平均頭数（令和3年度 193 頭、令和4年度 196 頭、令和5年度 209 頭、平均 199 頭）であるが、農村地区での目撃情報が増えている事を勘案し、年間捕獲計画数を設定する。 【ヒグマ】 近年、山間部の他、農村地区でも目撃情報が増えているが、人畜への危険性及び農作物の被害が発生した場合に限り捕獲するので、年間捕獲頭数は設定しない。 【アライグマ】 特定外来生物の防除実施計画に基づく防除従事者の増員により農作物被害の防止に努め、被害状況や過年度の捕獲実績に基づき設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	350	350	350
ヒグマ	—	—	—
アライグマ	70	70	70

捕獲等の取組内容
【エゾシカ・ヒグマ】 捕獲区域：和寒町内全域とする。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所及び区域において、鳥獣の捕獲等を行わなければ農作物への被害軽減を図れないと判断される場合は、当該地域を含めて、北海道へ捕獲許可申請書を提出し、知事の許可を受けて捕獲等を行う。 捕獲手段：主に銃器（ライフル・散弾銃）とし、状況に応じてくくりわな・箱わなを使用する。 【アライグマ】 捕獲区域：和寒町内全域とし、捕獲は随時実施する。 捕獲手段：特定外来生物の防除実施計画に基づき、防除従事者が箱わなにより捕獲し、被害の拡大を防ぐ。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容	
【エゾシカ・ヒグマ】 捕獲区域：和寒町内全域とする。 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第7条第1項第7号の場所及び区域において、鳥獣の捕獲等を行わなければ農作物への被害軽減を図れないと判断される場合は、当該地域を含めて、北海道へ捕獲許可申請書を提出し、知事の許可を受けて捕獲等を行う。 捕獲手段：ライフル銃を使用する。	
【エゾシカ】 捕獲時期：4月～3月 (捕獲数増加を図る為、ライフル銃を使用する。)	
【ヒグマ】 捕獲時期：4月～11月 (反撃等の恐れがあるので、射程距離の長いライフル銃を使用する。)	

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	—	—	—

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
エゾシカ	既存事業で導入した電気牧柵を今後も活用していく。		

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

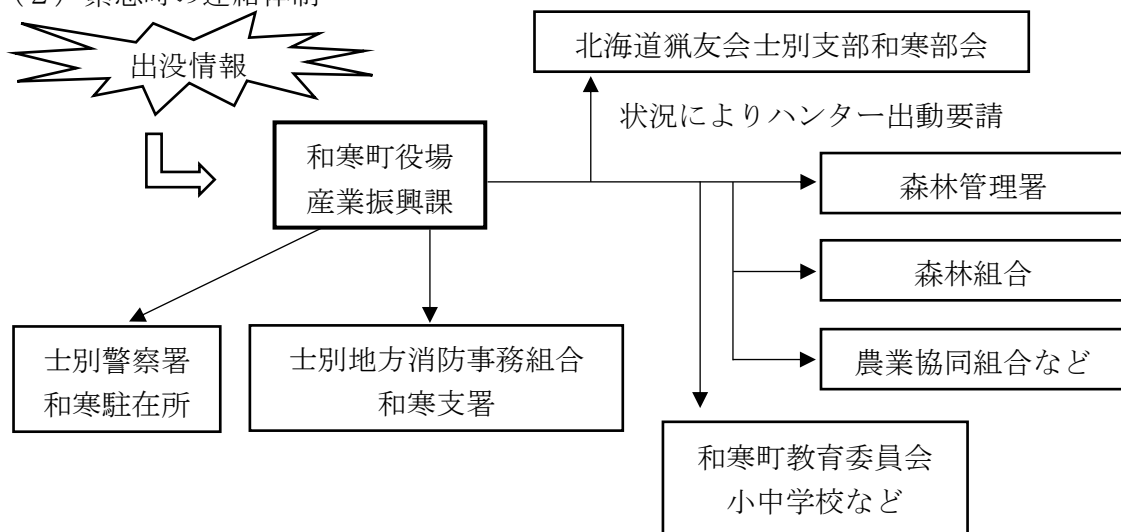
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	エゾシカ ヒグマ	- 電気牧柵の維持・補修など受益者による管理の徹底 - 有畜農家による放牧地の牧柵管理の徹底 - ヒグマ出没看板設置による注意啓発活動
令和8年度	エゾシカ ヒグマ	- 電気牧柵の維持・補修など受益者による管理の徹底 - 有畜農家による放牧地の牧柵管理の徹底 - ヒグマ出没看板設置による注意啓発活動
令和9年度	エゾシカ ヒグマ	- 電気牧柵の維持・補修など受益者による管理の徹底 - 有畜農家による放牧地の牧柵管理の徹底 - ヒグマ出没看板設置による注意啓発活動

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
和寒町有害鳥獣対策連絡協議会	危険区域巡回、出没時駆除
士別警察署和寒駐在所	出没現場管理、付近住民への広報
上川北部森林管理署和寒事務所	国有林内作業員への連絡
北海道猟友会士別支部和寒部会	非常時協力

(2) 緊急時の連絡体制



※関係機関への連絡は電話、ファクシミリ等による。

※町民へは防災無線等により周知する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体は原則として、和寒・剣淵広域有害鳥獣焼却施設に搬入し焼却処理とする。地形的要因等により持ち帰りが困難な場合は、生態系に影響を与えないような適切な方法で現地埋設とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等

その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	
皮革	
その他	

(2) 処理加工施設の取組

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	和寒町有害鳥獣対策連絡協議会
構成機関の名称	役 割
JA 北ひびき和寒基幹支所	農家からの被害情報収集・提供
和寒町森林組合	森林所有者からの被害情報収集・提供
北海道猟友会士別支部和寒部会	捕獲従事者の統括、捕獲等
和寒町産業振興課	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整等 鳥獣被害の実態把握と町民への啓発活動等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
士別警察署和寒駐在所	鳥獣被害対策 (交通事故対応、ヒグマ出没時警備等)
上川北部森林管理署和寒森林事務所	国有林におけるヒグマ出没箇所情報の提供 及び協力
北海道上川総合振興局農務課	鳥獣害防止総合対策事業の指導
北海道上川総合振興局環境生活課	鳥獣被害対策の窓口 (捕獲許可等)
和寒町農業委員会	農地等巡回及び農家からの被害情報の提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成 24 年 10 月 1 日設置 (平成 24 年 6 月 19 日規則第 12 号 和寒町鳥獣被害対策実施隊設置規則) 町長が猟友会和寒部会から 7 名を隊員に指名し、和寒町非常勤職員とする。 町が行う知事許可捕獲や、町協議会及び広域対策協議会が行うエゾシカの一斉 捕獲活動に参加するほか、協議会が行う捕獲技術講習会等に協力。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

銃器を使用して有害鳥獣を捕獲するにあたっては、狩猟に関する関係法令の遵守と安全確認を徹底することとし、狩猟事故の防止に努めるものとする。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

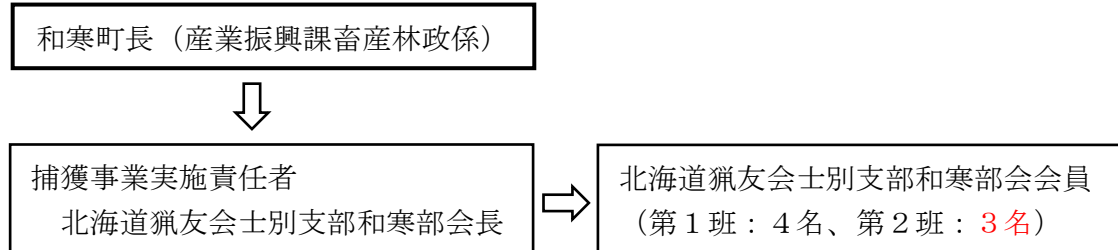
該当なし

◆シカ・ヒグマ捕獲体制

捕獲事業実施者：和寒町長（産業振興課畜産林政係担当）

捕獲従事者：北海道猟友会士別支部和寒部会会員（7名）

（連絡体制）



◆アライグマ捕獲体制

防除実施者：和寒町長（産業振興課畜産林政係担当）

防除従事者：特定外来生物防除実施計画に基づく防除従事者（農業者等）

（連絡体制）

